

仙台市と「地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定」を締結したことについての報告

平成 26 年 4 月 1 日

T S A 広報委員長 市場芳男

昨年 8 月末から仙台市と「地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定」について平成 26 年度内の調印を目標として、協議を重ねて来ました。

仙台市としては、行政と建築構造専門 2 団体（T S A と J S C A 東北）との建築物の応急危険度判定の協定締結は全国初である事を強調し、3 月 27 日に調印式を行いました。

これまで震災後宮城県に連絡した後、J S C A 東北に判定協力要請を行っていたことが、協定後は震度 6 弱以上の場合は要請がなくても、事前に市が指定した建物の判定を速やかに会員が行う事になります。

調印式概要

日 時 平成 26 年 3 月 27 日(木)午後 1 時 30 分～2 時  
会 場 仙台市役所本庁舎 3 階 第一応接室  
締結者 仙台市長 奥山 恵美子  
一般社団法人 日本建築構造技術者協会 東北支部(J S C A 東北支部)  
支部長 加藤 重信  
一般社団法人 東北建築構造設計事務所協会(T S A)  
会長 梶原 紀久夫

奥山市長：震災では 100 万人都市の大規模建築物を安全、安心面を行政の力には限界があり、積極的に専門家の力を借りるべきだと認識した。

J S C A 加藤支部長：基本的に応急危険度判定はボランティアであり、危険性を伴う事については保険を前提と考えていただいた。余震による二次被害を防ぐ重要な判定なので公共建物および公共建物以外の大規模建物に対して、会員が一丸となって取り組む。

T S A 梶原会長：市民の安全安心のため、会員を増やして社会へ貢献する。



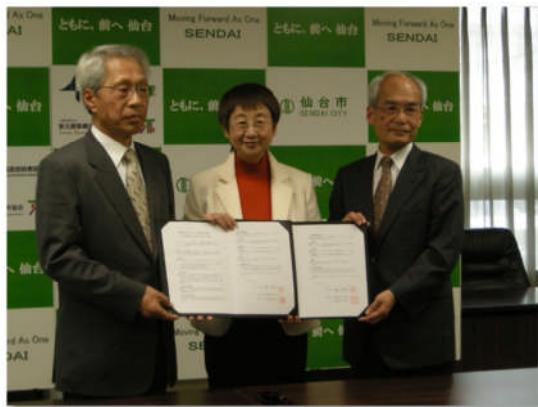
[奥山仙台市長による趣旨説明]



[梶原会長説明]



[協定書に調印]



[三者による協定]

上記調印式前に、別室で仙台市側から奥山市長、小島都市整備局長、高砂建築指導課長、J S C A 東北として加藤支部長、市場危機管理委員長、山内事務局長、T S A として梶原会長、加川広報副委員長、井戸川事務局長が名刺交換・懇談を行った。



[調印式前の名刺交換・懇談の模様]



[報道機関 10 社が取材]



[バックボードのロゴ]



[調印した協定書]

仙台市都市整備局建築指導課と、協定の詳細内容について、今後（4月中旬）、協議を進めています。

T S A として「仙台市との応急危険度判定(非木造)に関する協定に向けた御協力のお願い」に対して現在登録者は 22 名です。応急危険度判定士取得予定で登録されている方や、更新の方は、判定士登録番号を事務局まで連絡くださるようお願いいたします。

また、協力いただける方は参加登録を宜しくお願ひいたします。